

久米島町地域公共交通会議設置要綱

（目的）

第1条 久米島町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規程に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- （2）市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （3）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- （1）久米島町副町長
- （2）久米島町議会議長
- （3）久米島商工会会長
- （4）久米島町区長会会長
- （5）（社）久米島町観光協会事務局長
- （6）一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- （7）沖縄総合事務局運輸部長またはその指名する者
- （8）久米島町営バス委託事業者
- （9）久米島町役場商工観光課長
- （10）久米島町役場企画財政課長
- （11）久米島町役場総務課長
- （12）久米島町役場福祉課長
- （13）久米島町教育委員会教育課長
- （14）道路管理者、那覇署（久米島交番所長）、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

（交通会議の運営）

第4条 交通会議に会長をおき、副町長が会長となる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議の議決の方法は、出席の過半数の賛成とする。
- 5 交通会議は原則として公開とする。
- 6 交通会議の庶務は、久米島町役場商工観光課において処理する。
- 7 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

（協議結果の取扱い）

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。